

投資奨励委員会事務局 告示

P-12/仏暦2544年(2001年)(仮訳)

件名 法人税の比率、原則、算定方法の規定

仏暦2520年投資奨励法、仏暦2544年増補改訂(第3版)第

31条による法人所得税免除の明確性をもたらすために、仏暦

2520年投資奨励法、第11条および第13条による権限により、投資奨励委員会からの権限委譲を受けた事務局は、以下のように、法人税の比率、原則、算定方法を規定する。

1. 仏暦2543年第1号、第2号の投資奨励委員会布告による投資奨励を受けるプロジェクトについて、立地するゾーンに対応する期間の法人税所得の免税を受けるものは、法人所得税の総免除額は、土地および運転資金を含まない投資金額の100%を超えないものと規定する。
2. 奨励を受けたプロジェクトの土地および運転資金を含まない投資金額とは、一般的な会計原則による建築費、機械費用、据付費、機械の試験費用、操業前の諸費用、および、その他の資産を意味する。
3. 第1項による免除を受ける法人所得税額は、奨励申請書の土地および運転資金を含まない投資金額により算定するが、奨励を受けたプロジェクトによる稼動開始日の実際の土地および運転資金を含まない投資金額の合計により変更するものとする。
4. 前条の指針により、裁定できない問題が生じた場合には、長官を判定者とする。

これらに関して、仏暦2544年(2001年)12月1日から有効とする。

告示日 仏暦2544年(2001年)12月7日

署名 チャクラモン・パスカワニット

投資委員長官

この翻訳は、告示日2001年12月7日付の投資委員会事務局告示P-12/仏暦2544年の翻訳であるが、利用に当たっては、タイ語による原本に依拠されるよう

お願いします。